



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	情報圏と「人間的充実」 (human flourishing) : 人間中心主義の相対化と堅持のための情報法学への示唆
Author(s)	角本, 和理; Kakumoto, Kazumasa
Citation	年報 公共政策学, 18, 165-180
Issue Date	2024-03-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/91832">https://hdl.handle.net/2115/91832</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	18-11_Kakumoto.pdf



## 【特集 民法学と公共政策学】

## 情報圏と「人間的充実」(human flourishing)——人間中心主義の相対化と堅持のための情報法学への示唆

角本 和理\*

## 1. はじめに——フロリディの「情報圏」と日本民法学

情報通信技術 (ICT) の普及に伴って、社会は徐々に人間と機械が組み合わさって成り立つものとなっていき、今日ではすでに、市場、国家、公共圏等といった旧来のネットワークのあり方も、以前とは大きく変質している。そしてその影響は、生物圏 (biosphere) を含む地球環境のあり方にも及びつつあり、人工知能 (AI) の発展によって、いよいよ人類の時代 (アントロポセン) が終わり情報の時代 (ノヴァセン) に至るといふ、人間中心主義の抜本的な相対化が改めて提起されてもいる<sup>1)</sup>。にもかかわらず、世界各国の法政策は、この新しいネットワークの地球規模の拡張・浸潤を必ずしも受け止め切れてはいない。

このようなデジタルネットワークについて、情報哲学者のルチアーノ・フロリディ (敬称略。以下同じ) は、「人間と人工的な情報エージェント、ないし人工的な情報エージェント同士が相互作用を行う場」である「情報圏」(infosphere) という領域として析出する構想を示し<sup>2)</sup>、世界にインパクトを与えている。この見解によると、高度な知能や発達した意識を有しているか否かを問わず、一定の双方向性、自律性、適応性を有していれば「情報エージェント」として扱われるべきであることになり、その相互作用が行われる情報圏は、今日ではすでに広汎かつ重要な領域を構成している<sup>3)</sup>。この情報圏では、物理的に実体化されているかどうかの別なく、情報の観点から捉えられるあらゆる存在についてその尊厳が認められる<sup>4)</sup>。そこでは、原則としては、有体物と無体物の区別も、有機物と無機物の区別もない。現実のあらゆる形態は、何かが「在る」という事実単純に従い、その性質に適したやり方で存在・発展する尊厳や権利を、優先順位は変わりうるが、最低限、初期状態から平等に有することになる<sup>5)</sup>。

---

\* 立命館大学政策科学部准教授 E-mail:kakumoto@fc.ritsumei.ac.jp

1) Lovelock (2019).

2) Floridi (2014).

3) Floridi (2014), Ch.2.

4) Floridi (2010), p.113 [訳書、165頁].

5) Floridi (2010), p.113 [訳書、165-166頁].

ここでは、あらゆる情報実体が情報圏の発展に寄与しているかという点から評価され、情報圏全体に負の影響を及ぼすあらゆる処理過程、動作、事象がエンтроピーを増大させる悪いものと見なされる<sup>6)</sup>。

このように、今日ではまた新たな視点から人間中心主義の相対化が検討されるようになってきているものの、この動向を法政策学がいかに関与すべきかについての研究は、日本においてはなお、緒についたばかりである<sup>7)</sup>。

本稿では、ICTの発展を機縁とする人間中心主義の(健全な)相対化を法政策が受容しつつも、その譲るべきではない核心部分を探究する必要があるだろうという観点から、日本民法学上の下記いくつかの論点につき、若干の検討を試みる。ここで重要な手掛かりとなるのが、他でもない吉田邦彦の研究である。

彼は、情報法領域については必ずしも継続的な研究をしているわけではないものの、今日の情報法学に陰に陽に影響を与える重要な理論研究をものしている。吉田は、「人間的充実」(human flourishing)の探究を重視するという、その研究全体に通底する観点を活かしつつ、一方で、社会編成原理について、「必要性に応じた弱者保護」と「進歩的な自己決定の尊重」のバランスを主張し、他方で、「情報の保護と利用のジレンマ」に着目するパラダイムから、「公正な情報法政策のためにユーザーの不可譲の権利を考究する必要性」を提起している。アメリカ法学の浩瀚な研究から導き出されたこのような方向性は、本稿で検討するように、今日の情報法学に先駆けて重要な視点を提示しているのみならず、今後の研究の進むべき方向性の一つを指し示していると評価できる。

以下、まず、「情報圏」を新たな社会領域と捉えたうえで、その私法上の編成原理のあり方につき分析する(2)。次に、デジタルネットワークをめぐる情報法政策においてカギとなる、情報圏における人間の権利保障のあり方について考察する(3)。これらの箇所では、日本における従来の議論と、吉田の研究と、近時の注目すべき理論動向とを比較検討することでもって、今日の情報法学に対する吉田邦彦民法学の示唆を析出する<sup>8)</sup>。最後に、本稿の内容を簡潔にまとめたうえで、情報民法学の今後の方向性に関する若干の私見を述べ、結びにかえる(4)。

## 2. 情報圏と私法上の社会編成原理

### 2.1. 問題状況——社会編成原理に関する私法上の議論

日本民法学において蓄積されてきた、私法の基礎をなす社会編成原理に関する議論

---

6) Floridi (2010), pp. 112-113 [訳書、164-165頁].

7) 例えば、フロリディの「第四の革命」に関する議論が民法上の主体論や客体論に対して及ぼす影響を概括的に考察する日本のものとして、角本(2022)がある。

8) 角本(2022)では本稿とはまた異なる論点について、吉田邦彦を含む日本民法学の学説と今日の情報学の問題意識との架橋を試みている。参照されたい。

は、「市場を中心とする経済社会」、「国家を中心とする政治社会」、(非国家的・非経済的な)「公共圏を中心とする市民社会」という三つの領域に着目する度合いによって分類することができる。

まず、日本民法学においては、伝統的には「市場を中心とする経済社会」を念頭に、「経済的市民社会の法」としての私法のあり方が考察されてきた。この立場には、市場・国家・公共圏を(ときに無意識的に)融合的に「市民社会」と捉える見解がしばしばみられる。この見解はおおよそ、「近代市民社会の基本理念である、すべての人の自由、平等、友愛という理念を思考および行動の基準として貫徹させ」る理論的志向<sup>9)</sup>を有するといわれる。

次に、憲法の規定する権利の保護を具体的に担うのが民法であり、憲法と民法の関係を(憲法を基底的ないし主導的なものとして)重層的に捉える、(国家を念頭に置く)「政治的市民社会の法」としての民法のあり方も考察される<sup>10)</sup>。この立場は、憲法に規定される国民の権利(自由権や社会権、あるいは「主体が自己のあり方を決める権利」)を国家が保障することを重視するものである。

そして、(非国家的・非経済的な)「公共圏を中心とする市民社会」の側面に着目する見解がある<sup>11)</sup>。この立場は、近代法によって一旦は解体された(あるいは解体されつつある)人と人との様々な絆を新たな形で再生させるために、市民相互の関係を調整するための規範を市民自身が創出する、このような関係の全体を「市民社会」とし、様々な活動において公私の領域を定めいかにバランスをとるかは、市民社会が決める事柄、つまり「自治」の問題であると考え<sup>12)</sup>。

このように、これまでの日本民法学においては、市場、国家、公共圏という、人間が構成するネットワークの編成原理のあり方について議論されてきたが、残念ながらそこでは、「人間とコンピュータが相互作用するネットワークを独立した社会領域としてその編成原理を考察しよう」等という問題意識はみられない。

## 2.2. 吉田邦彦民法学からの示唆

以上のような従来の議論に対して、吉田はこれまで、継続的に批判を行っている。すなわち、社会編成原理において、不用意に自由、自己決定、私的自治を強調していると、今日においては新自由主義的な思潮や冷淡な自己責任論に絡めとられてしまいかねないため、(コミュニタリアン的な)「弱者保護」の観点をなおざりにすべきではない<sup>13)</sup>、というのである。

9) 清水(1992)、1頁。

10) 山本(敬)(1993)。

11) 星野(1998)、大村(2001)。

12) 大村(2001)、157頁。

13) 吉田(2018)、9-11頁。

このような吉田の「弱者保護」を強調する姿勢に対しては、パターナリズムに伴う「支援の権力性」を閑却してはならず、それに対抗するために近代的価値を尊重することには現代的な意義もあるという再批判<sup>14)</sup>もある。ただこの論者も、新自由主義に対する懸念につき、吉田と共通するところがある。

さらに、吉田は、現代社会においては、「必要性」に応じた保護法的法理が展開される場面のみならず、「自己決定」の価値が進歩的な意味合いを込めて前面に出る場面もが一人の主体について併存しており、近代的あるいは福祉的思考を一律に適用する発想が限界を迎えていることについて意識している<sup>15)</sup>。そのため、「弱者保護」一辺倒というわけでは必ずしもない。

この点、彼が「福祉的に弱者保護を重視する」といっても、「進歩的に自己決定を尊重する」といっても、その背後には、アメリカのマーガレット・レイディンの議論<sup>16)</sup>を縁とする、コミュニタリアンの（ないし卓越主義的リベラリズム的）な「人間的充実」や「良き生」という構想が横たわっていることに留意する必要がある<sup>17)</sup>。

このように、民法学上の社会編成原理に関する所説のみを取り上げると、吉田であっても、デジタルネットワークを一つの社会領域として析出しようとする意図がみられるわけではない。その意味で、今日の情報法学の課題に対する応答性としては、限界があるとも評しうる。しかしながら次に見るように、情報法政策領域で近時盛んになされる編成原理をめぐる議論は、吉田が主張する、「一つの理論では割り切れない」という認識を前提にしたうえで、弱者への配慮と自己決定の尊重のバランスを重視しているため、吉田邦彦法学の延長線上にあるとも評価できる。

### 2.3. 近時の理論動向

今般、情報圏のあり方を方向づけ、それ以外の領域との関係を調整するための編成原理の考察が進みつつある。そのようなもののなかから、以下では、日本の情報法学の分野でも（しばしば批判的に）取り上げられる、リバタリアン・パターナリズムと、リベラル・コミュニタリアニズムの考えを検討する<sup>18)</sup>。

#### 2.3.1. リバタリアン・パターナリズム

この立場は、行動経済学の知見を活用し、個人の選択の自由を害しないよう配慮しつつ選択の結果が福利を増進するように、選択肢の構造（ナッジ）等によって人々の

---

14) 吉村（2016）、6-7頁。

15) 吉田（2011）、373-374頁。

16) レイディンの見解を分析するものとして、吉田（2000a）がある。

17) 「人間的充実」等の考え方につき、詳しくは本特集の今野論文を参照。

18) いずれの見解も、必ずしもICTの応用の分野のみを念頭に置いた議論ではないが、ここでは領域を限定して検討を進める。

より良い判断を促すことを提唱するものである<sup>19)</sup>。国家・市場・公共圏の抱える様々な課題について、多大なコストのかかる制度改革等はなるべく避けるかたちで、人間の認知能力の限界<sup>20)</sup>を克服することによって問題解決を図ることをもくろむものであり、AIの利用にも積極的である。

この点、(ビッグデータ分析等を応用して)個別化されるデフォルトに人々がその選択を委ねることが推奨される場面には、決して際限がないわけではない。すなわち、①集団が相対的に多様な場合、②選択が利益ではなく負担となる場合、③個別化されたデフォルトが正確である場合、以上の条件を満たさないと個別化されたデフォルトは活用されるべきではないし、さらにその前提条件として、④学習や行為主体性が重要にはならない場合、⑤デフォルトを作成する者が信用できないわけではない場合という限定も付される<sup>21)</sup>。

このような考え方に対しては、そもそも論として、選択環境の設計が結果に影響を与えることができるのであれば、何を選択するかメタ選択についても影響を及ぼすことができるため、デフォルトに任せる自由は中立的になしうるのかが疑問視されている<sup>22)</sup>。しかしながら、選択環境を操作することで一定の傾向が生み出されるということとをわれわれがすでに認識してしまった状況においては、そうしないということはむしろその結果得られたであろう便益を犠牲にしてしまうかもしれないわけであり、そのことから目を背けることも穏当とはいえないとも考えられる。

### 2.3.2. リベラル・コミュニタリアニズム

次に、技術の活用範囲を以上の見解よりも多少限定したうえで、特に非国家的・非経済的な公共圏を中心とするAIの利活用を積極的に評価するものもある<sup>23)</sup>。この見解は、一方で、個人の選好を充足するためにはむしろコミュニティや技術システムや制度の改善こそが求められる場合があることを意識し、他方で、自由を強調する際にはしばしばおざなりになる、人間が社会に参画するための前提条件となるような公共的価値(安全、衛生、平等、環境等)につき、人々に共通する最低限度を確実に保障するための連帯を求めるといった特徴があり<sup>24)</sup>、そのためのICTの活用に肯定的である。

19) その最新版として、Thaler, R.H., & Sunstein, C. R (2021) がある。

20) このような、人間の判断にみられるバイアス(一定の傾向のある偏り)に関する代表的な文献として、Kahneman (2011) がある。また、ノイズ(望ましくないばらつき)に関する代表的な文献として、Kahneman, Sibony, & Sunstein (2021) がある。このような人間像を前提としているだろう民法学上の議論として、消費者契約に関する西内(2016)がある。

21) Sunstein (2015), pp.207-208 [訳書、220-221頁]。

22) 大屋(2017)、14頁。

23) Etzioni, A & Etzioni, O. (2016), p.152. この見解を紹介する日本民法学のものとして、角本(2018)、120-142頁がある。

24) アメリカの論者のものとして、Etzioni & Lawrence (1993) がある。また、日本の先駆的論

このような考え方に対しては、ともすればリベラルな価値中立性の観点から根源的な批判がなされるものの、近時、法と経済学の立場から、次のような擁護も展開されている。すなわち、リベラリズムの枠内であっても、「明示的に、われわれが保護するに値する四つか五つの基本的な価値がある、というべきであり、そのような基本的価値前提を置き、そこからの帰結」として、われわれは基本的価値の総和最大化を促進し、望ましい補助的価値を推進する法的構造を構想すべきであるという<sup>25)</sup>。

この点、「前提条件としての公共的価値」がどのようなもので、それをどの程度、どのような手段で保障するかについては、具体的な社会における状況に即して判断がなされるべきであり、その過程において特定の価値観が過度に称揚・強要されたり、不必要なまでにICTが活用されたりすることにはもちろん批判的であればならない。

## 2.4. 若干の検討

ここで検討した近時の議論は、いずれもAI等の技術による（社会的）利益の享受を重視する考えであるが、それに対しては、特に情報の流れがメタな視点から操作・強制されかねないことに起因する、中立性が問題とされている点で共通する。

この「リベラルな中立性」を墨守する発想に対し、吉田は、現代社会においては、「自由」の強調と表裏をなす形で社会の基礎組織は弱体化し、大衆の孤独化・受身化・無力化が進行し、他方でメディア等への従属状況は高まりを見せていることに注意を喚起する。そして、「かかる状況では、」「かつての全体主義の弊に陥らない形での」「プラトンの善・人間らしさ及び徳が、中立的リベラリズムでは漏れ落ちていたものとして、ポスト産業社会的な現代的意義を帯びて受け止められていることは」「無視できない<sup>26)</sup>という。

吉田のこの指摘にも当を得ているところはあるものの、リバタリアン・パターナリズムにせよ、リベラル・コミュニタリアニズムにせよ、これら近代的な合理的人間像（に基づく法政策）からの脱却を目指す議論が、人間中心主義の相対化を図る「情報圏」の編成原理として不穏当に運用されると、近・現代法の積極的側面（ヒューマニズム等）を滅却しかねないことは、一方でやはり事実であろう。ただ他方で、技術の価値中立性を強調（し、結果的に自身の利益を最大化しようと）する動向<sup>27)</sup>に法政策が不用意に掉さすことにならないよう、細心の注意が求められるのも事実である。

そもそも、市場にせよ、国家にせよ、公共圏にせよ、われわれがこの手のネットワ

---

考として、西部（1975）がある。このような見解に同調する議論を展開する近時の民法学のものとして、角本（2020）、290頁がある。

25) Calabresi (2016), pp.168-169 [訳書、176-178頁].

26) 吉田（2000b）、99頁。

27) このような懸念のある見解としてしばしば批判的に言及されるものとして、例えば、Kelly（2010）がある。

ークを構築するのは、個の能力の限界を超えるためである。これまで人類が解決しようとしてきた社会や経済の問題は、どうすれば生産的だったり、協調的だったりする、個の能力の限界を補完するネットワークを実現できるか、という問題であった。この点、市場、国家、公共圏といったこれまで構築されてきたネットワークはそれぞれ、基調となるアイデアの性質や構造の変化のリズムが異なっており、その相互矛盾が現代の社会問題の根幹的な原因であろうことがつとに指摘される<sup>28)</sup>。

この局面で情報圏に期待されているのは、上記のような領域間の相違を踏まえたうえで相互作用をはかり、その相互矛盾の調整役を果たすことではなかろうか。そのため編成原理を考察するにあたって、人間の能力の限界を見据えて配慮することと、人間の自己決定の意義を認めて尊重すること、これらの適正なバランスを担保する方法を模索することにはなお積極的な意義が認められよう。ただ、情報圏に関する構想においては、原則として全ての存在が何らかの「情報」として「在る」だけで尊重されることとなるため、われわれ人間の基本的な権利をいかなる根拠で保障することになるか、必ずしも明らかではない。ここでは、(われわれが人間である以上、譲るべきではない) 人間中心主義の核心部分を堅持するための議論が求められている。

その日本民法学上の手掛かりとなるものとして、吉田は、「情報の所有・独占と利用・アクセスのジレンマ」というパラダイムから情報法領域の諸問題を整理したうえで<sup>29)</sup>、「ユーザーの不可譲の権利」のあり方を構想するのである<sup>30)</sup>。

### 3. 情報圏における人間の不可譲の権利

#### 3.1. 問題状況——情報の保護と利用のジレンマ

近時の情報法政策のなかでも重要なトピックの一つに、いわゆるビッグデータの取扱いの問題がある。とりわけ、①ビッグデータに対する所有的利益の帰属のあり方と、②ビッグデータの利活用と人格的利益の保護のバランス、これら二つの問題については、日本法においても議論の蓄積がある。

まず、ビッグデータに対する財産的権益につき、データを収集・整理等する事業者への報奨を重視するかのような観点からデータ所有権構成を論ずるもの<sup>31)</sup>もあれば、エンド・ユーザーの利益に配慮する観点から非独占的な公共財として扱う場面もあることを論ずるもの<sup>32)</sup>もある。次に、ビッグデータ時代におけるプライバシーの保護につき、リベラルな中立性に軸足を置く立場から、近代法的な「個人の尊厳」の保障の

28) この点については、Bell (1973) 参照。

29) 吉田 (2000c)。

30) 吉田 (2008)。

31) 原田 (2021)。

32) 角本 (2022)、37-39頁。また、朱 (2021) も参照。

今日的あり方を論じるもの<sup>33)</sup>もあれば、現代的なコミュニタリアンの発想に軸足を置く立場から、一定の弱者保護が求められる公共政策の場面ではむしろ技術利用が促進されるべきであることを論じるもの<sup>34)</sup>もある。

このような、情報の民事的な取り扱いに関する議論としては、古くは、財産的な取り扱いについては北川善太郎のもの<sup>35)</sup>が、情報テクノロジーとプライバシーの関係については五十嵐清のもの<sup>36)</sup>が現れていたが、近時の議論は、大枠としてはこれらの延長線上にあるといえるものである。

以上の理論状況について、吉田は次のように整理する。すなわち、情報法学の領域では「一方で、情報を私的所有のレジームに乗せて、『商品化』し、利用対価を得させることにより、情報創造・生産のインセンティブを起こすことが、社会的利益になるとも言えるが、他方で、(生産された)情報の公共財的性質から、その取引費用を減らしたほうが、市場的効率性から望ましいという要請も出ることになり、両者が相克関係になるというパラドックスがあり、このパラダイムから「多領域のことが統一的に理解できる」<sup>37)</sup>。

このような視角から問題に切り込む吉田の考えは、情報圏における人間の基本的権利の保障のあり方に対し、どのような示唆をもたらすのだろうか。

### 3.2. 吉田邦彦民法学からの示唆

吉田は、2000年代初頭という、今日とは背景事情が異なる文脈においてではあるが、情報法政策についてアメリカ法学を参照して、次のような議論を展開している。

一方で、ブログ等の流行を念頭に、「従来メディアの受動的な『受け手』ないし『視聴者』だった大衆が、通信技術の発展・コンピュータ性能の向上により、ミニ放送局的な情報発信者として、相互交流的に、大衆文化(ないし大衆民主主義)の生成・展開に積極的(能動的)に参画・寄与できる可能性が開けている」<sup>38)</sup>ことが指摘される。「そしてそこから、従来の共和主義的・エリート主義的な民主主義は変容し、「権力を分散する記号論的民主主義」<sup>39)</sup>に繋がる可能性がある。

他方で、「メディア産業は、」デジタル管理技術の発展も相俟って「寡占化が進み、利益増大を志向する大量消費促進に向けたメディア文化の展開も抗しがたいまでにクローズアップされてきている」<sup>40)</sup>。それによって、自己の避けたい意見・話題からの

---

33) 例えば、山本(龍)(2017)。また、宮下(2015)も参照。

34) 例えば、角本(2019)。

35) 北川(1972)。

36) 五十嵐(1969)。

37) 吉田(2018)、119頁。

38) 吉田(2008)、129頁。

39) 吉田(2018)、123頁。

40) 吉田(2008)、129頁。

隔離現象が生じる「集団分極化」ないしそれがICTによって能率化された「サイバークASCADE」が懸念されていることにも触れる<sup>41)</sup>。

このようななかで、事業者優位に対抗するためには、標準約款等に基づいて譲渡・放棄されることのない「ユーザーの不可譲の権利」を考究する「公正な情報政策」が求められると、データ・プライバシー権や独占禁止法等の意義につき言及したうえで、吉田は主張する<sup>42)</sup>。

これは、第一に、個人の自由の尊重、その意味でリバタリアンの色彩があるが、それは知的所有権の拡大ないし技術革新によるメディア管理体制の強化に抵抗する「批判的リバタリアニズム」であり、企業のイニシアチブを重視する（経済）保守的なリバタリアニズムとは異なるものである<sup>43)</sup>。

さらに、こうした理念は、「万人の意味形成への積極的関与のプロセスにより、受動的な消費文化を変革し、記号論的に権力の集中を分散させ」、「文化的に多様な『良き生』」ないし「良き民主主義文化」あるいは「魅力ある文化推進」等の展開を図るというものである<sup>44)</sup>。

次に見るように、近時世界中の情報政策に影響を与えているだろう情報社会論研究においては、新自由主義に対する痛烈な批判が展開され、監視技術の是々非々につき「人間的充実」という観点から考察すべきことも提案されており、吉田と問題意識を共有するところがあることがわかる。

### 3.3. 近時の理論動向

ここでは、いわゆる監視社会論の系譜に位置づけられる理論動向のうち、近時有力に展開される、監視資本主義論と監視文化論を検討する。

#### 3.3.1. 監視資本主義論

ショシャナ・ズボフは、ビッグデータの利活用について、今日では行き過ぎた「行動予測の商品化」（行動ターゲティング広告による事業全体のマネタイズ）を行っている企業<sup>45)</sup>もあり、これが、ユーザーを道具として扱い「データ資本家」にのみ莫大な利益をもたらす「監視資本主義」の台頭に繋がったとする<sup>46)</sup>。このような監視資本主義は、アメリカにおける、新自由主義的な規制緩和（の遺産）と、9.11テロを機縁

---

41) 吉田（2008）、129頁。

42) 吉田（2008）、127-129頁。

43) 吉田（2008）、130頁。

44) 吉田（2008）、131頁。

45) 代表例として、グーグルとフェイスブック（現在はメタ）があげられる。

46) Zuboff (2019).

とした安全のために監視を（例外的に）許容する風潮とを背景に成長したとされる<sup>47)</sup>。

ここでは、産業資本主義によって勃興した産業文明が自然を犠牲にすることで公害・環境問題を起こしたのと平行に、監視資本主義が主導する情報文明は人間の本質を犠牲にすることで人間性を破壊しかねないのではないか、という問題意識が語られる<sup>48)</sup>。この点、近時の問題状況としては、巨大IT産業が『独占的』で『プライバシー』を脅かしている」ことは確かであるものの、「既存のカテゴリに頼っていたのでは、この前例のないレジームの実態を特定することも、それに対応することもできない」きらいがある<sup>49)</sup>。そこで彼女は、プライバシー法や独占禁止法という既存の法体系を超えた観点から、「個人の未来を想像し、計画し、建設するための権利」(the right to future tense) 等を保護すべきことを提唱する<sup>50)</sup>。そして、「結局のところ監視資本主義は社会の上に成り立っているのだから」、その解決策は「集団の社会的行動を通して実現するしかない<sup>51)</sup>ともいう。

### 3.3.2. 監視文化論

監視社会論の泰斗であるデイヴィッド・ライアンは、その当初より、情報（監視）技術には功罪両面があり、そのメリットとデメリットのバランスを冷静に調整する必要があることを主張しており、その足掛かりとして、現代英米圏のコミュニタリアニズムに親和的な立場から、「公共哲学」(public philosophy) や「共通善」(common good) を探究する必要性を提起してきた<sup>52)</sup>。

そのライアンは、近時、監視を前提にしたSNSやゲームのサービスが、もはや普通の人々による、主体的な、楽しさや娯楽的な価値に基づくものとして生活様式にとり込まれてもいることを前提に、さらに踏み込む議論を展開している。すなわち、このように監視が文化から生まれ、逆に文化を生んでいるとするならば、我々は文化の深い源泉や人々の思考様式、日常生活のなかで何がなされるかをも踏まえつつ対応策を考えなければならない、というのである<sup>53)</sup>。

彼は、テクノロジーは人間の営みであって、社会的に作られていくものであるため、どのようにすれば功罪両面ある監視技術が「人間的充実」に貢献することとなるのかを考察する、そういう選択肢を追究する価値もあるだろうと指摘する<sup>54)</sup>。この議論は、

47) Zuboff (2019), pp. 107-121 [訳書、120-136頁].

48) Zuboff (2019), p.346 [訳書、397頁].

49) Zuboff (2019), p.14 [訳書、14頁].

50) Zuboff (2019), Ch.11.

51) Zuboff (2019), p.194 [訳書、220頁].

52) 例えば、Lyon (1988), p.158 [訳書、268頁].

53) Lyon (2018), p.196 [訳書、252頁].

54) Lyon (2018), pp.196-197 [訳書、252-253頁]. “human flourishing” につき本訳書では「人間の繁栄」と訳出されているが、ここでは吉田の訳に統一している。

監視社会論が批判を差し向ける技術やサービスであっても、これを文化として肯定的に受け容れる人々に対しては、むしろ多文化主義的な配慮が求められる場面もあるだろうことに注意を向けるものであるといえる。

### 3.4. 若干の検討

ここで検討した動向からの示唆を整理すると、情報圏における人間の基本的な権利の保障について、一方で市場については過度に自由な経済活動を抑制する形で介入し、他方で公共圏についてはICTの利活用に関する賛否双方に多文化主義的な配慮を行う、そのために、国家（の法政策）が一定の役割を果たすことが期待されている（が、監視国家の行き過ぎに対する警戒は共有されている）ことがわかる。

その足掛かりとなるものとして、吉田は、①事業者優位に対抗するための「ユーザーの不可譲の権利」に着目し、②「文化的に多様な『良き生』ないし「良き民主主義文化」等を展開するために「人間的充実」のあり方を探究することの重要性を主張する。

この点、①につき、ズボフの、人間の「未来のための権利」に関する議論は、吉田の問題意識のさらに一步先に到達するものであろう。彼女の主張を踏まえると、日本法学の一般的な議論のように、財産権と人格権を別個の領域のものとして捉える思考を前提としていては適切な対処にはならない可能性があることがわかる。また、②につき、ライアの監視文化に関する議論からは、情報圏における人類の「人間的充実」のあり方を、ICTをめぐる文化の多様性を尊重しつつ、多面的に考察する必要もあろうことが導き出される。

ここでは、人類の間で種を分かちことになりかねないほどの絶望的な情報格差に至る危険性<sup>55)</sup>と、人間の技術利用のあり方をめぐる文化・慣行に対する政策的配慮との間で適切なバランスをとることが求められているのであり、これらは、「情報の保護と利用のジレンマ」というパースペクティブから捕捉される問題の究極的なものの一つといえるかもしれない。この局面にあっては、もはや法学研究も人間性に関する考察から完全には逃れられないであろうことが示唆されるのではないだろうか。

このような議論を踏まえ、日本の民法学上の議論においても、近時、一方で、個人の意思を尊重する観点から、行き過ぎたデジタル化社会に警鐘を鳴らすための「アナログ生活を選択・選択する権利」が主張されたり<sup>56)</sup>、他方で、監視技術を含むICTを国家や市場の理屈とは異なるコミュニティの観点から、その文化的背景にも配慮する「社会的共通資本」として、市民擁護的に、高度な責任のもと事業者等が管理・運営する方向性が示されたりしている<sup>57)</sup>。いずれも、人間存在や人間社会のあるべき姿を

55) Harari (2017), Ch.11.

56) 臼井 (2023)。

57) 梅田ほか (2022)、16-18頁 [角本報告]。「社会的共通資本」というのは、もちろん経済学者宇沢弘文の用法である。さしあたり、宇沢 (2016) 参照。

見据えた議論を展開せんとするものと評価できる。

しかしこれらの議論はまだ萌芽的なものに過ぎないため、今後も、情報圏における、人間の基本的な権益保障のあり方に関する議論が蓄積されることが望まれよう。

#### 4. むすびにかえて

以上、本稿では、フロリディの「情報圏」に関する構想から日本民法学が示唆を得るにあたって、「人間的充実」に着目する吉田邦彦民法学が陰に陽に及ぼす影響を分析することで、今日の情報法学に対する吉田の研究の意義を析出することを試みた。

そこでは、次のような視角を得た。第一に、人間とコンピュータが織りなす情報圏を新たな社会領域として捉え、その編成原理を考察するとき、人間の能力の限界を見据えて配慮することと、人間の自己決定の意義を認めて尊重することの適正なバランスを担保しようとするには、積極的な意義が認められること。第二に、情報圏における人間の基本的な権利を保障するために、市場においては過度に自由な経済活動を抑制する形で介入し、公共圏においてはICTに関する賛否双方に対して多文化主義的配慮を行う、そのための国家（の法政策）の果たす役割はなお期待されていること。第三に、リベラルな中立性とはまた異なる、人間的充実のあり方に着目する視角から光を当てることによって、かえって問題の核心を突く視点に至ることがやはりあるため、現状批判的なこの営みにも、一定の意義はあるということ。これら三つの視角を改めて得たということが今日の民法学・情報法学の一つの到達点であり、そのいずれにおいても、吉田の研究が果たす役割が小さくはないことが、本稿の検討から明らかになったのではないだろうか。

ここで最後に、本稿で検討してきたことを踏まえて若干の私見を試論ながら述べるとすると、近時の社会変動により即した法的対応としては、法体系のあり方自体を根本から見つめなおすことこそが求められているように思われる。具体的には、人間（関係）をめぐる法と財産（関係）をめぐる法のより基層に位置づけられその双方に影響を与える、ある意味で一般条項のような調整機能を果たす「情報自体やその取扱いのあり方に関する法領域」を想定し、そのような法体系における権益保護のあり方を、基礎的・理論的に考察することにも意義があるのではないだろうか。

ICTの発展に伴って、人間中心主義の健全な相対化とその適切な維持のバランスが問題となるなかで、例えばこのような、吉田の議論を継承しつつもこれを超克する、新たな視角から脱構築するかのような議論が展開されることが求められている。

(2023年5月8日脱稿)

#### 【付記】

本稿（の一部）は、科学研究費補助金（20K13379）の助成を受けたものである。

<参考文献>

- 五十嵐清 (1969) 「テクノロジーとプライバシー」『ジュリスト』413号、134-138頁
- 宇沢弘文 (2016) 『宇沢弘文 傑作論文全ファイル』(東洋経済新報社)
- 白井豊 (2023) 「行き過ぎたデジタル化社会に警鐘を鳴らす『アナログ生活を選好・選択する権利』」『立命館法学』405・406号、65-96頁
- 梅田昌彦、角本和理、塩見康博、瀬戸寿一、鐘ヶ江秀彦 (2022) 「シンポジウム：大阪府・市が提案する大阪市のスーパーシティ構想と近未来におけるスーパーシティの都市社会の課題」『日本不動産学会誌』36巻1号、4-20頁
- 大村敦志 (2001) 『民法総論』(岩波書店)
- 大屋雄裕 (2017) 『『権利の本性』からナッジへ』『NBL』1100号、12-15頁
- 角本和理 (2018) 「サイバー時代におけるプライバシーの法理論 (5)」『北大法学論集』69巻2号、75-146頁
- (2019) 「サイバー社会における私法上のプライバシー・自己決定の保護に関する一考察」『私法』81号、136-143頁
- (2020) 「サイバー時代におけるプライバシーの法理論 (7・完)」『北大法学論集』71巻4号、326-242頁
- (2022) 「データ駆動型社会における主体・客体・行為論に関する総論的考察」深谷格ほか(編著)『生と死の民法学』(成文堂)、25-50頁
- 北川善太郎 (1972) 「取引の目的としての情報」『NBL』24号、27-31頁
- 清水誠 (1992) 『時代に挑む法律学』(日本評論社)
- 朱曄 (2021) 「民事法の視点から見たスマートシティ実現に向けての課題解決」『静岡法務雑誌』12号、189-202頁
- 西内康人 (2016) 『消費者契約の経済分析』(有斐閣)
- 西部邁 (1975) 『ソシオ・エコノミックス』(名月堂) [改装版：2020]
- 原田弘隆 (2021) 「ドイツの『データ所有権』論争に関する序論的考察 (1)～(3・完)」『立命館法学』395号、240-284頁、396号、236-283頁、397号、132-184頁
- 星野英一 (1998) 『民法のすすめ』(岩波新書)
- 宮下紘 (2015) 『プライバシー権の復権』(中央大学出版)
- 山本敬三 (1993) 「現代社会におけるリベラリズムと私的自治(1)(2)」『法学論叢』133巻4号、1-20頁、同巻5号、1-29頁
- 山本龍彦 (2017) 『おそろしいビッグデータ』(朝日新書)
- 吉田邦彦 (2000a) 「アメリカ法における『所有権法の理論』と代理母問題」『民法解釈と揺れ動く所有論』(有斐閣)、338-420頁
- (2000b) 「アメリカにおける批判法思想の展開とわが民法学の行方」『民法解釈と揺れ動く所有論』(有斐閣)、72-164頁
- (2000c) 「情報の利用・流通の民事法的規制」『民法解釈と揺れ動く所有論』(有斐閣)

- 閣)、466-484頁
- (2008) 「『知的所有法・サイバー法』原論の試み」 田村善之 (編著) 『新世代知的財産法政策学の創成』(有斐閣)、121-141頁
- (2011) 「法主体の再検討」『都市居住・災害復興・戦争補償と批判的「法の支配」』(有斐閣)、365-378頁
- (2018) 『民法学と公共政策講義録』(信山社)
- 吉村良一 (2016) 『市民法と不法行為法の理論』(日本評論社)
- Bell, Daniel (1973) *The Coming of Post-Industrial Society*, Basic Books. [ダニエル・ベル (1975)、内山忠夫ほか訳『脱工業社会の到来 (上・下)』(ダイヤモンド社)]
- Calabresi, Guido (2016) *The Future of Law & Economics*, Yale University Press. [グイド・キャラブレージ (2021)、吉田邦彦訳『法と経済学の未来』(弘文堂)]
- Etzioni, Amitai & Etzioni, Oren (2016) *AI assisted ethics*, *Ethics Inf Technol*, Vol. 18, Issue 2, pp.149-156.
- Etzioni, Amitai & Lawrence, Paul R. (1993) *Socio-Economics*, Routledge.
- Floridi, Luciano (2010) *Information [A Very Short Introduction]*, Oxford University Press. [ルチアーノ・フロリディ (2021)、塩崎亮訳『情報の哲学のために』(勁草書房)]
- (2014) *The Forth Revolution*, Oxford University Press. [ルチアーノ・フロリディ (2017)、春木良且、犬東敦史監訳『第四の革命』(新曜社)]
- Harari, Yuval Noah (2017) *Homo Deus*, Harper. [ユヴァル・ノア・ハラリ (2018)、柴田裕之訳『ホモ・デウス (上・下)』(河出書房新社)]
- Hidalgo, César (2015) *Why Information Grows*, Basic Books. [セザー・ヒダルゴ (2017)、千葉敏生訳『情報と秩序』(早川書房)]
- Kahneman, Daniel (2011) *Thinking, Fast and Slow*, Farrar Straus & Giroux. [ダニエル・カーネマン (2014)、村井章子訳『ファスト&スロー (上・下)』(早川ノンフィクション文庫)]
- Kahneman, D., Sibony, O., & Sunstein, C. R. (2021) *Noise*, Little, Brown Spark. [ダニエル・カーネマンほか (2021)、村井章子訳『ノイズ』(早川書房)]
- Kelly, Kevin (2010) *What Technology Wants*, Viking. [ケヴィン・ケリー (2014)、服部桂訳『テクニウム』(みすず書房)]
- Lovelock, James (2019) *Novacene*, Penguin Books. [ジェームズ・ラブロック (2020)、藤原朝子監訳『ノヴァセン』(NHK出版)]
- Lyon, David (1988) *The Information Society*, Polity Press. [デビッド・ライアン (1990)、小松崎清介監訳『新情報化社会論』(コンピュータ・エージ社)]
- (2018) *The Culture of Surveillance*, Polity Press. [デイヴィッド・ライアン (2019)、田畑暁生訳『監視文化の誕生』(青土社)]
- Sunstein, Cass R. (2015) *Choosing Not to Choose*, Oxford University Press. [キャス・サンステイーン (2017)、伊達尚美訳『選択しないという選択』(勁草書房)]

Thaler, Richard. H., Sunstein, Cass R. (2011) *Nudge* [The Final Edition], Yale University Press. [リチャード・セイラー、キャス・サンステイーン (2022)、遠藤真美訳『NUDGE 実践 行動経済学 完全版』(日経BP)]

Zuboff, Shoshana (2019) *The Age of Surveillance Capitalism*, Public Affairs. [ショシヤナ・ズボフ (2021)、野方香保子訳『監視資本主義』(東洋経済新報社)]

# Infosphere and Human Flourishing

KAKUMOTO Kazumasa

## Abstract

This article discusses the significance of Kunihiro Yoshida's research on Japanese information law today. As a result, the following perspectives have been obtained: First, when considering the "infosphere" as a new social domain and examining its organizing principles, it is recognized that there is a positive significance in ensuring a balance between protecting people as needed and respecting their choices by taking into account their thoughts. Second, in order to guarantee basic human rights in the "infosphere", the role of the state (and legal policy) is still expected to suppress excessively free economic activities in the market and to exercise multicultural consideration for all ideas regarding surveillance in the public sphere. Third, by analyzing social issues from a communitarian perspective that focuses on the way of "human flourishing", it is still possible to reach a core perspective that strikes at the heart of the matter. To strike a balance between the relativization of anthropocentrism and the maintenance of its core part, Kunihiro Yoshida's research undoubtedly plays an important role.

## Keywords

Information law, libertarian paternalism, liberal communitarianism, surveillance capitalism, culture of surveillance